

相続日に取引がない上場株式の評価

Q : 私は、相続により上場株式を取得しましたが、相続日にその株式の取引がなく、その日の終値がありません。この場合、課税時期の最終価格はどうなるのでしょうか。

A : 課税時期の前後日のうち最も近い日の終値を課税時期の最終価格とします。

【解説】

相続税の財産評価は課税時期、つまり相続日または贈与日における「時価」を基準とするのが原則です。上場株式は日々取引が行われていますから、その取引価格が時価に該当します。

そこで、上場株式は取引価格のうち最終価格（いわゆる終値）で評価することとされているのですが、上場株式の場合は、その時々々の経済事情で株価がかなり変動しますから、評価の安全性を考慮して、次の4つの価格のうち、最も低い価格で評価することになっています。

- (1) 課税時期の終値
- (2) 課税時期の月の終値の平均額
- (3) 課税時期の前月の終値の平均額
- (4) 課税時期の前々月の終値の平均額

証券取引所に上場されている株式といっても、取引が成立しない日もあります。このため、課税時期に終値がないということも有り得るのですが、そのときは、課税時期の前後日のうち最も近い日の終値を課税時期の終値とします。この場合、前と後の終値がついた日の期間が同じときは、その平均額を課税時期の終値とします。

